

五霞町耐震改修促進計画 (改定)

平成 28 年 3 月

五 霞 町

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的等	1
2 耐震化の必要性	4
第2章 上位・関連計画	6
1 国の基本方針	6
2 茨城県耐震改修促進計画	7
3 五霞町地域防災計画	9
第3章 想定される地震の規模・被害の予測	13
1 地震災害履歴	13
2 地震被害想定	15
第4章 耐震化の現状と目標設定	17
1 耐震化の現状	17
2 耐震化の目標設定	20
第5章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	22
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針	22
2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	27
3 耐震改修促進に向けた支援	27
第6章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及	29
1 地震ハザードマップの活用	29
2 パンフレットや講習会の開催	29
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	29
4 自治会・町内会等との連携	30
5 その他	30
参 考 資 料	32
資料1 特定建築物	33
資料2 耐震改修促進法改正による特定建築物の範囲の拡大	35
資料3 木造建築物に関する建築基準法と技術の変遷	36

序章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的等

(1) 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、死者6,434人の多くの尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、その約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

この教訓を踏まえ、平成7年10月には、旧耐震基準による建築物について、新耐震基準と同等の耐震性を有する建築物への改修を促進する「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）が公布されました。

しかし、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）など、近年、各地で大規模な地震が発生し、住宅・建築物の倒壊などの被害を受けており、日本国内においては、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にあると認識せざるを得ない状況となっています。

このため、平成17年3月には中央防災会議において「地震防災戦略」が策定され、東海地震、東南海・南海地震における被害想定の死者数及び経済被害額を今後10年間で半減させるという目標が定められました。

また、平成17年6月には、国土交通省に設置された住宅・建築物の地震防災推進会議において、地震防災戦略の減災目標を達成するために、住宅や特定建築物の耐震化率を10年後に9割とするという目標が提言されました。

さらに、平成17年9月には中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、建築物の耐震改修の促進は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置付けられています。

このような背景のもと、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、国土交通大臣の『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』の策定や都道府県の『耐震改修促進計画』策定の義務などの施策が盛り込まれ、市町村についても『耐震改修促進計画』策定の努力義務が課されることとなりました。

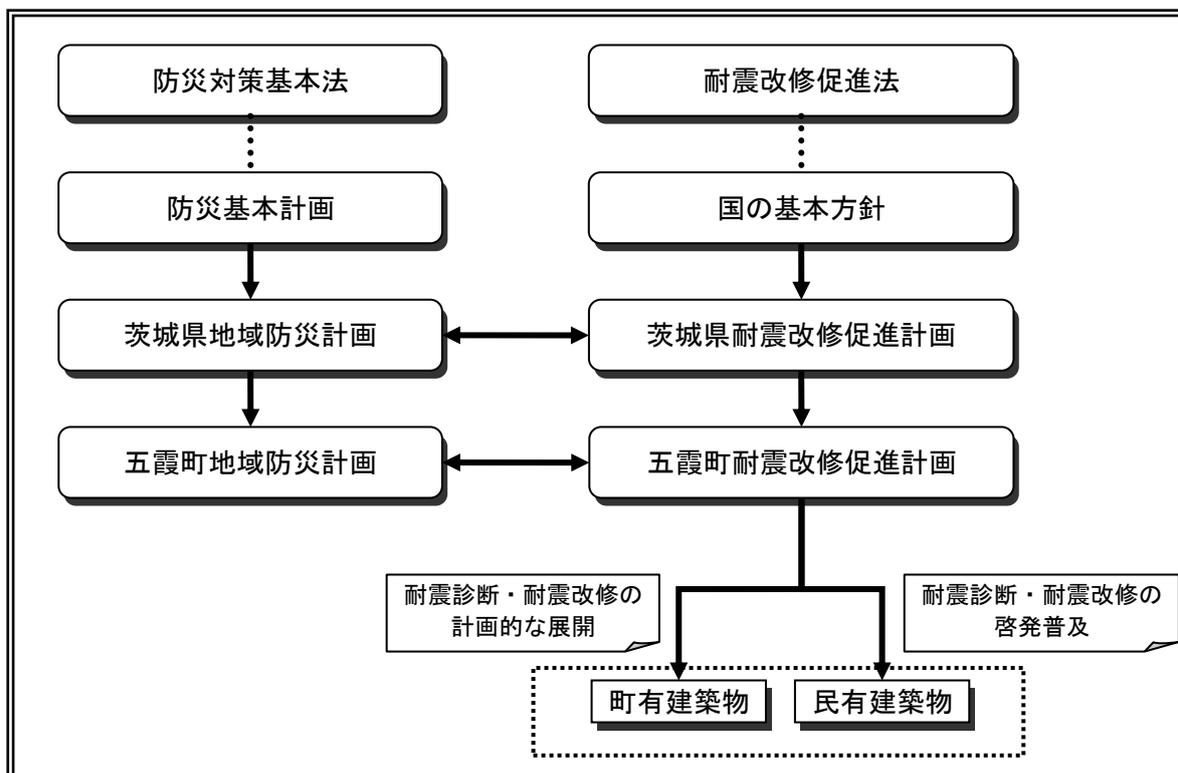
(2) 計画の目的

「五霞町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という）は、大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、旧耐震基準の建築物の耐震診断や新耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を計画的に進めるための基本的な枠組みとして策定するものです。

(3) 位置づけ

本計画は、国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）（以下「国の基本方針」という）」及び、「茨城県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改正）（以下「県計画」という）」を勘案し、町内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画です。

また、本計画は「五霞町地域防災計画（平成 20 年 8 月）（以下「町地域防災計画」という）」を補完するものです。



(4) 計画期間

平成 18 年 1 月 25 日の国土交通省告示第 184 号において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を平成 27 年としていることから、本計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までとします。

なお、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、適宜計画を見直すこととします。

(5) 耐震化を図る建築物

1) 住宅

戸建住宅、共同住宅 ※居住世帯のある住宅を対象とし、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む

2) 特定建築物

①多数の者が利用する一定規模以上の建築物

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの。

②一定量以上の危険物を扱う建築物

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

③緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が本計画に記載された道路に接するもの。

3) 公共建築物

庁舎や学校などの町所有の建築物及び避難所となり得る建築物。

2 耐震化の必要性

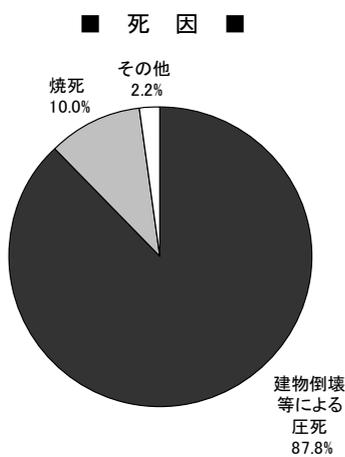
(1) 過去の地震被害

1) 平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)

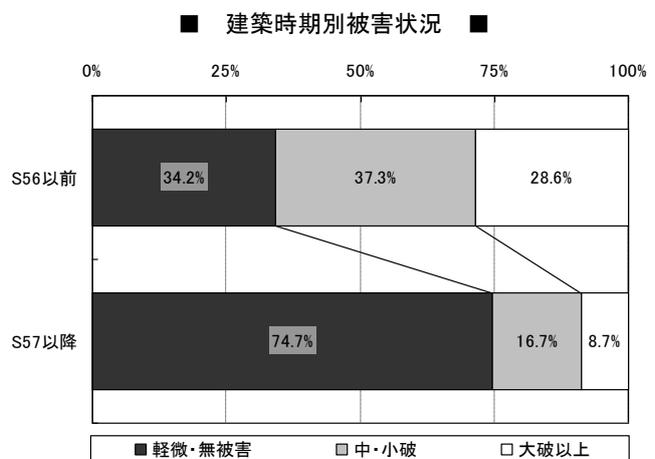
平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島北部でマグニチュード7.3の地震が発生し、神戸市の一部の地域等において震度7を観測しました。この地震による死者数は6,434人にのぼり、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人となっています。

また、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等から火災が発生したほか、避難や救援、消火の妨げとなり、被害の拡大を招きました。

この地震では、昭和56年以前の建築物(「新耐震基準」以前の建築物)に大きな被害が出ていることが確認されています。



資料：兵庫県警察本部



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告

2) 平成19年(2007年)能登半島地震

平成19年3月25日午前9時42分頃、能登半島西岸付近の深さ約10kmでマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県で最大震度6強を観測しました。この地震によって、石川県内では約600棟の住宅が全壊し、2,600人超が避難所生活を余儀なくされました。

この地震は、沿岸域の活断層データの空白域で発生したものであり、いつどこで地震が発生するのか予測することが極めて難しいことを私たちに改めて認識させるものとなりました。

■ 能登半島地震により倒壊した家屋 ■



3) 平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、本県では最大震度 6 強を記録し、死者・行方不明者が 25 名、一部損壊を含めた家屋の被害は 21 万戸を超えるなど、甚大な被害を受けました。

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下型地震における被害軽減を図るため、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の改正を施行し、耐震化促進のための規制強化を行っております。

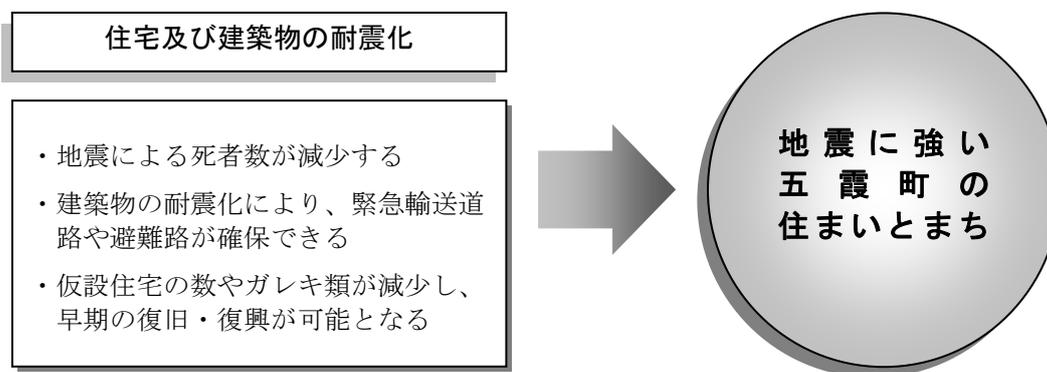
(2) 耐震化の必要性

地震発生の阻止や予想は困難ですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅及び建築物の倒壊により、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなど、被害が拡大することが既にわかっています。

住宅及び建築物を倒壊しないようにすること、即ち、耐震化が多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

内閣府の「住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）」では、居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因を下表のように整理していますが、こうした阻害要因を取り除き、町内の住宅・特定建築物の耐震化率向上を目指していく必要があります。

■ 耐震化の必要性（イメージ） ■



■ 居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因 ■

費用・労力の負担	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に要する費用を払えない・払いたくない。 耐震改修（補強計画や補強工事）に要する費用を払えない、払いたくない。 耐震改修に伴う一時的な引越しや手間の多さが煩わしい。
技術的知識の不足	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化を行えば、人命がそれだけ安全になるということを知らない。 どこに、誰に相談してよいか分からない。 地元の工務店などに相談しても、明確な対応をしてくれない。 耐震診断、耐震改修の一連の流れがわからない。 専門家に相談して説明されても、あまり効果があるとは思えない。
ライフサイクルとの不応	<ul style="list-style-type: none"> 現状のままで長期的に居住し続ける確証がない。 子育て・受験など費用・労力負担を避けたい理由がある。 高齢者世帯など今後の居住年限が限定されているため、長期的な安全を必要と感じない。
想定される地震被害への意識の低さ	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害により人命を逸することの実感の無さ。 地震被害に関する臨場感の無さ。
効果のわかりにくさ	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事後の効果がわからない。

資料：住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）

第2章 上位・関連計画

1 国の基本方針

国土交通大臣が示す「国の基本方針（平成18年1月）」の概要は、次の通りです。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ現状の75%を、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）。
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約3万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

資料：国土交通省HP

2 茨城県耐震改修促進計画

茨城県が示す「茨城県耐震改修促進計画（平成 21 年 5 月改正）」の概要は、次の通りです。

■住宅における耐震化の目標

住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。したがって、住宅の耐震化率は、平成 32 年までに耐震化率を 90% とすることを目標とします。

■ 県内の住宅の耐震性の状況（平成 27 年時点推計） ■

	総数	旧耐震基準の住宅			新耐震基準の住宅	耐震性のある住宅合計	耐震化率
		計	うち耐震性確認済	うち耐震改修済			
一戸建て住宅	809,690	254,975	30,597	32,871	554,715	618,183	76.3%
共同住宅 長屋建て住宅	296,157	40,925	31,103	0	255,232	286,335	96.7%
合計	1,105,847	295,900	61,700	32,871	809,947	904,518	81.8%

■特定建築物等における耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、県の対象建築物等の耐震化率を 100% にすることを目標とします。

また、市町村の特定建築物等については、国の基本方針を踏まえ耐震化の目標値を 90% としていますが、今後、各市町村に対して、この目標値に基づき市町村の耐震改修促進計画を策定し耐震化を促進するよう助言等を行っていきます。

民間の特定建築物等については、指導方針を定め、それに基づいて指導、指示等を実施することなどにより、95% の耐震化を目指すこととします。

■ 特定建築物等の耐震化の目標（平成 32 年度末） ■

	民間		市町村		県有		官民合計	
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標
学校	77.9%	95%	93.6%	95%	100%	100%	91.8%	96%
病院・診療所	76.4%	95%	57.1%	95%	100%	100%	76.3%	86%
社会福祉施設等	96.2%	95%	94.0%	95%	100%	100%	96.1%	98%
ホテル・旅館等	81.4%	95%	-	-	-	-	81.3%	91%
店舗・百貨店	79.0%	95%	-	-	-	-	78.9%	90%
賃貸共同住宅	88.2%	95%	98.9%	95%	100%	100%	93.6%	98%
公共の事務所等	-	-	67.0%	95%	100%	100%	75.6%	85%
その他	80.0%	95%	81.0%	95%	100%	100%	80.8%	92%
合計	82.9%	95%	91.9%	95%	100%	100%	87.8%	95%

資料：茨城県耐震改修促進計画

■ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（計画の概要）

	計画の概要
基本的な取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。 ○県及び市町村は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。
具体的促進支援策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化に対する助成を行います。 ○建築物（住宅）の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。
安心して耐震改修を行えるような環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断マニュアルに基づき、木造住宅耐震診断補助事業を実施します。 ○耐震診断士のリストを公開しています。 ○相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。 ○建物所有者に対するセミナー等を開催します。 ○パンフレットの作成・配布、ホームページ等を利用し情報を提供します。
建築物の総合的な安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井脱落対策、エレベーターへの安全対策等について、耐震化を促進します。
地震時に通行を確保すべき道路	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定します。
地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> ○地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めます。 ○対象地域は、第一次及び第二次緊急輸送道路沿いの「急傾斜地崩壊危険箇所」とします。

資料：茨城県耐震改修促進計画

3 五霞町地域防災計画

五霞町が示す「五霞町地域防災計画 震災対策計画編（平成 25 年 3 月）」の概要は、次の通りです。

第 2 章 震災予防計画 第 2 節 地震に強いまちづくり

第 2 建築物の不燃化・耐震化の推進

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進していく。

1 建築物の耐震化の推進

建築物の被害は、地形、地質及び地盤等の自然条件の影響を受けて被害の要因や内容が異なってくるため、それぞれの場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、住民、特に建築物の所有者等への理解を求め、耐震化についての知識の普及啓発に努める。また、地震発生後の避難、救護、その他の応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが必要である。

1) 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図るため、以下の事項について知識の普及に努める。

1) 一般建築物の落下物防止対策

地震時における建築物の窓ガラス・看板等の落下物による危険を防止するため、建築物の所有者または管理者に対し、落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

2) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ①町は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ②町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険個所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難所等に重点を置く。
- ③町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- ④町は、ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

資料：五霞町地域防災計画（地震災害対策計画編）

第6 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

（1）施設の保全及び耐震化

危険物等取扱事業所等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

（2）大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行ない基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行なう。また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

（3）保安確保の助言等

県及び町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、必要がある場合は、危険物等取扱事業所等の管理者に対し、災害防止上必要な助言等を行っていくものとする。

第7 文教施設の耐震化の推進

学校、公民館等の文教施設は、災害時に避難所として利用されるなど、地区の拠点となる施設である。したがって、これらの施設の耐震性を高めておくことは、住民の生命・身体を守る上で極めて重要である。

また、文化財は、地震や火災等の災害に対して脆弱な構造を持つものが多いことから、その保護に十分な配慮が必要である。

資料：五霞町地域防災計画（震災対策計画編）

1 学校、公民館等の耐震化

昭和 56 年に策定された新耐震設計基準の適用以前に建築された建物は耐震性が十分に確保されていないことがあり、町内の文教施設もその例外ではないが、町小中学校すべての校舎、体育館は耐震診断を実施し耐震基準を満たす建物である。

公民館等の施設に関しては、下記の点に留意して点検整備を進め、安全性の確保を図るものとする。

第 2 章 震災予防計画 第 3 節 地震被害軽減への備え

第 1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両の調達体制を整備していくものとする。

1 緊急輸送道路の指定・整備

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

本町に関連する緊急輸送道路は、以下のとおりである。

■第一次緊急輸送道路(茨城県地域防災計画震災対策計画編より)

路線番号	区分	路線名	起 点 側	終 点 側
4	一般国道	国道 4 号	五霞町県境（埼玉県）から	古河市県境（栃木県）まで

■第二次緊急輸送道路

路線番号	区分	路線名	起 点 側	終 点 側
268	一般県道	西関宿栗橋線	五霞町小福田新 4 号国道交差から	五霞町役場まで

第 4 被災者支援のための備え

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

資料：五霞町地域防災計画（地震災害対策計画編）

2 避難所の整備

(1) 避難所の指定

町は、避難所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対する収容保護を目的として避難所を指定する。避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。

(3) 避難所の耐震性の確保

平常時より建物の耐震診断により公共建築物等の安全性の確保に向け、避難所に指定されている学校施設等において、昭和 56 年以前に建築された建物について、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐震度調査による改築に努める。

第 2 章 災害予防計画 第 4 節 防災教育・訓練

第 1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民一人一人が日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、町及び防災関係機関は、平常時から、防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及に努めるものとする。また、町及び防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

1 住民向けの防災教育

防災に関する知識を普及させるため、効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

(1) 普及すべき防災知識の内容

住民の防災意識の高揚を図るため、学校教育、社会教育を通じて、あらゆる広報媒体により主に次の防災知識の普及徹底を図る。

(2) 広報紙、パンフレットの配布

町及び防災関係機関は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(3) 講習会等の開催

町及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会等を催し、住民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(4) その他のメディアの活用

- 1) 防災に関するビデオ・フィルムの貸出
- 2) パソコン通信及びインターネットの活用

資料：五霞町地域防災計画（地震災害対策計画編）

第3章 想定される地震の規模・被害の予測

1 地震災害履歴

茨城県は、これまで、マグニチュード (M) 8 を越えるような巨大地震の発生や、その地震による大きな被害には見舞われていないものの、毎年多数の有感地震 (震度 1 以上の地震) が観測されています。国内の大半の観測点では、有感地震は毎年、数回から 20 回程度ですが、水戸では毎年 70 回前後の地震が観測されています。

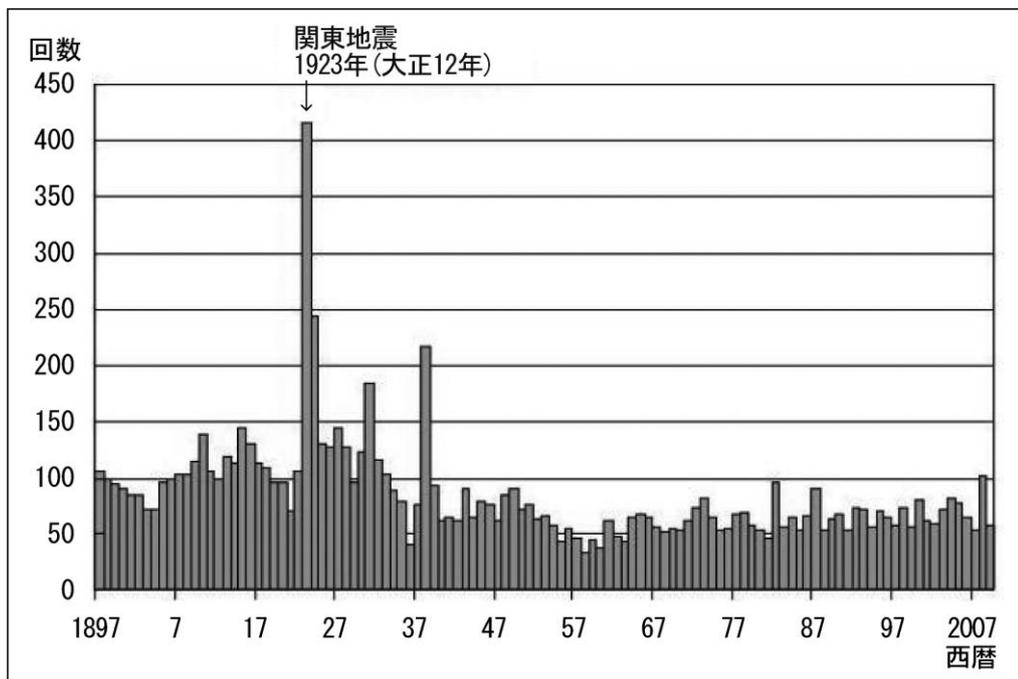
主な地震履歴をあげると、県内で 4 名の死者を出した 1895 年の霞ヶ浦付近の茨城県南東部地震 (M7.2) や、1921 年の龍ヶ崎付近の茨城県南部地震 (M7.0)、1930 年の那珂川下流域の茨城県北部沿岸地震 (M6.5、深さ約 30 km) 等が知られています。

これらは、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関する地震活動であり、このタイプの地震活動としては、この地域が関東地方の中で最も活発です。

また、1923 年の関東大地震 (M7.9) では、県南部を中心に強い地震動が生じ、県内で死者 5 名等の被害が発生しました。

その他、1987 年の千葉県東方沖の地震 (M6.7) など、周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖等の太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたほか、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960 年のチリ地震津波では、県内に 2～3 m の津波が襲来し、船舶等に被害が生じています。

■ 1897 年以降の茨城県における毎年の地震回数 ■



資料：水戸地方気象台

※マグニチュード：地震の規模を表す指標

※震度：地震の「場所ごとの揺れ」のこと

■ 茨城県に被害をもたらした歴史的な地震 ■

日本歴(西暦)	震源地	マグニ チュード	県内最大 震度	茨城の被害状況
弘仁 9. 7. - (818)	関東諸国 (相模湾)	7. 9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝 5. 10. 9 (1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7. 4		沿岸に津波、水戸領内で溺死 36
明治 28. 1. 18 (1895)	茨城県南東部	7. 2		圧死者 4、負傷 34、全壊家屋 37
大正 10. 12. 8 (1921)	茨城県南部	7	4	墓石多数倒壊、田畑、道路亀裂
大正 12. 9. 1 (1923)	相模湾 (関東大地震)	7. 9	4	死者 5、負傷者 40、全壊家屋 517、半壊家屋 681
昭和 5. 6. 1 (1930)	茨城県 北部沿岸	6. 5	5	水戸外で小被害
昭和 6. 9. 21 (1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6. 9	5	負傷 1、半壊家屋 1
昭和 8. 3. 3 (1933)	三陸沖	8. 1	5	
昭和 13. 5. 23 (1938)	茨城県沖	7	5	県北部で小被害
昭和 13. 9. 22 (1938)	茨城県沖	6. 5	5	県内で僅少被害
昭和 13. 11. 5 (1938)	福島県沖	7. 5	5	県内で僅少被害
昭和 62. 12. 17 (1987)	千葉県東方沖	6. 7	4	負傷者 24、家屋の一部破損 1, 252
平成 12. 7. 21 (2000)	茨城県沖	6. 4	5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14. 2. 12 (2002)	茨城県沖	5. 7	5 弱	負傷 1、建物被害 12 棟
平成 14. 6. 14 (2002)	茨城県南部	4. 9	4	負傷 1、建物被害 8 棟、塀倒壊 5
平成 15. 11. 15 (2003)	茨城県沖	5. 8	4	負傷 1
平成 16. 10. 6 (2004)	茨城県南部	5. 7	5 弱	被害なし
平成 17. 2. 16 (2005)	茨城県南部	5. 4	5 弱	負傷 7
平成 17. 4. 11 (2005)	千葉県北東部	6. 1	5 強	被害なし
平成 17. 8. 16 (2005)	宮城県沖	7. 2	5 弱	被害なし
平成 17. 10. 19 (2005)	茨城県沖	6. 3	5 弱	負傷 1
平成 20. 5. 8 (2008)	茨城県沖	7	5 弱	負傷 1
平成 20. 7. 5 (2008)	茨城県沖	5. 2	5 弱	被害なし
平成 21. 3. 11 (2011)	三陸沖	9. 0	6 強	死者・行方不明者 25、負傷者 712、全壊家屋 2, 620、半壊家屋 24, 168、一部損壊 184, 115

資料：「災害の記録(茨城の災害)」「消防防災年報」茨城県消防防災課、「茨城の気象百年」水戸地方気象台

2 地震被害想定

(1) 茨城県南部地震の概要

茨城県に被害を及ぼすと考えられる地震として、「茨城県南部地震」が想定されます。以下に、この地震の概要と被害予測結果を示します。

■ 茨城県南部地震の概要 ■

想定地震	茨城県南部地震
内容	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会（平成17年7月）」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震
マグニチュード	7.3
五霞町の震度	震度5強以上

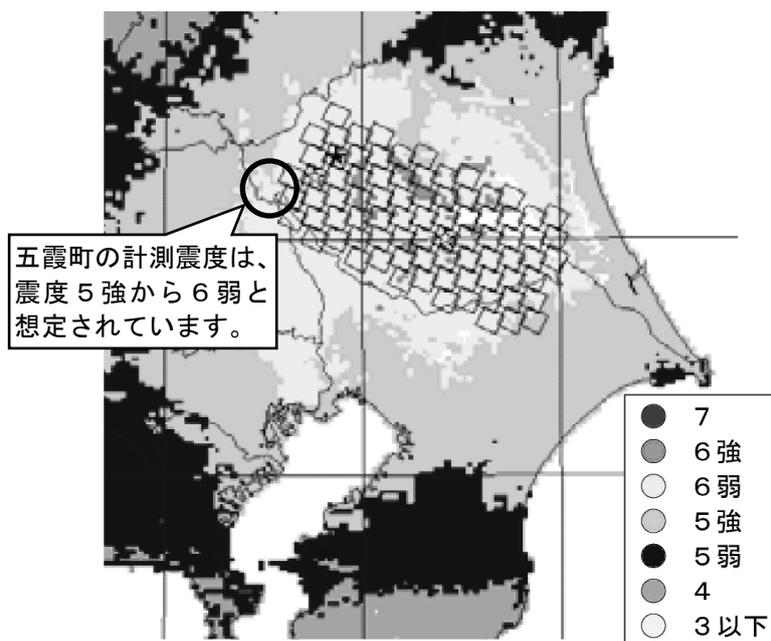
■ 茨城県南部地震の被害想定結果 ■

被害区分	建物被害	死者数
揺れ	約7,700棟	約200人
液状化	約3,600棟	—
急傾斜地崩壊	約200棟	約20人
火災	約19,000棟	約20人
ブロック塀・野外落下物等	—	—

※注. 被害ケース（夕方18時、風速15m/s）

資料：中央防災会議 首都直下型地震 直接的被害想定結果（平成16年12月）

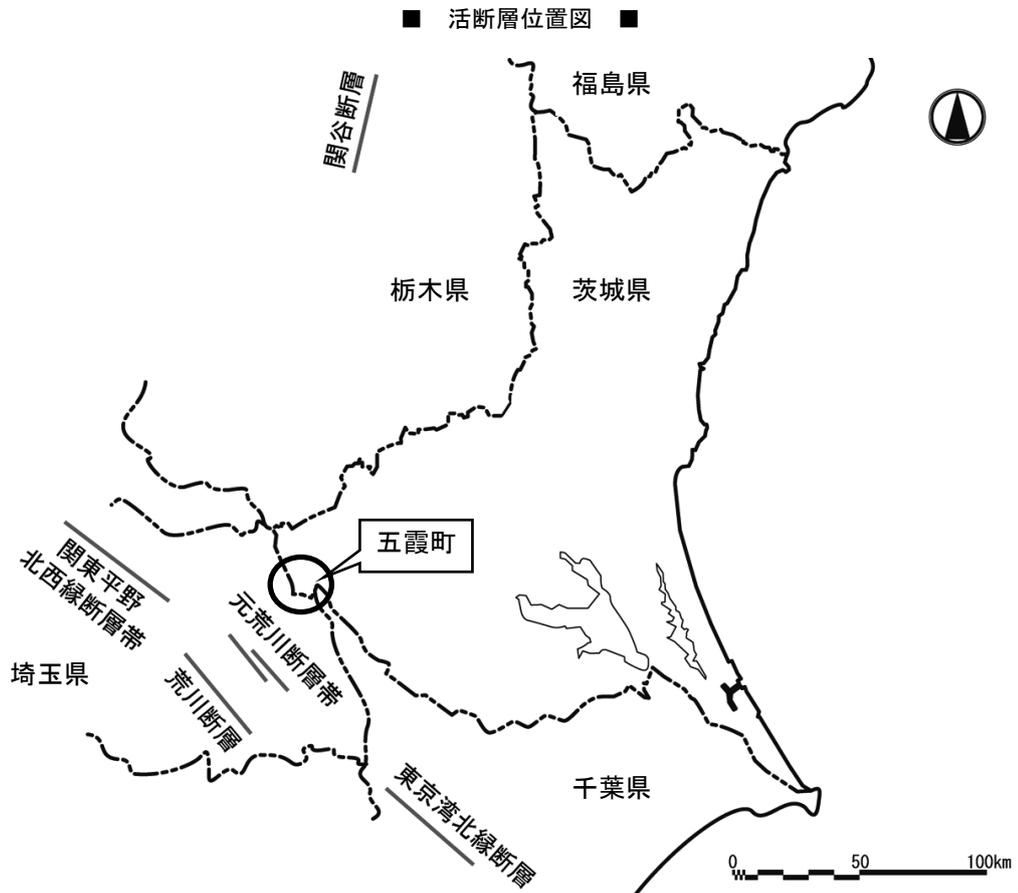
■ 茨城県南部地震による計測震度 ■



資料：中央防災会議 首都直下地震対策専門調査会報告（平成17年7月）

(2) 活断層

県内には、確実に活断層であるとされるものは知られておらず、阿武隈高地と八溝山地の境に、地質構造上の大きな境界である棚倉構造線が北北西－南南東方向に走っていますが、活断層ではないと考えられています。



資料：茨城県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴（地震調査研究推進本部）

第4章 耐震化の現状と目標設定

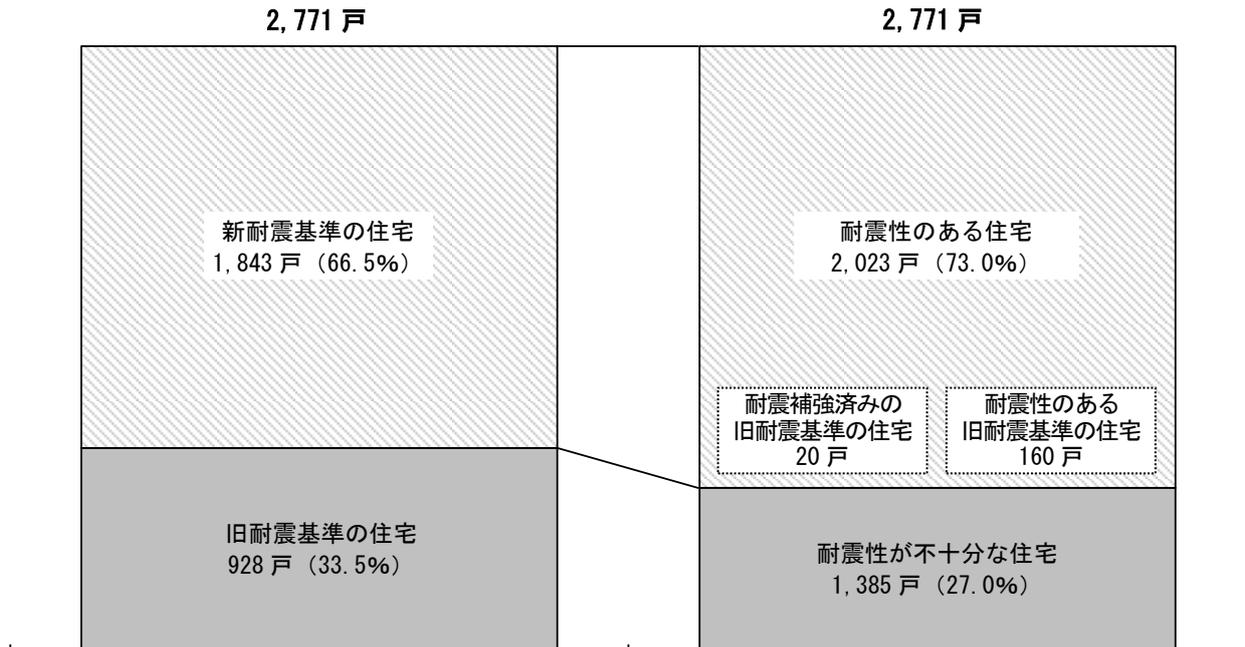
1 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成20年度における本町の住宅総数は、2,771戸、うち「耐震性を満たす住宅」は2,023戸、現状の耐震化率は約73%と推計されます。

■ 住宅の耐震化の現状（推計値） ■

住宅区分	総数	耐震化の現状					耐震性あり	耐震化率
		旧耐震基準の住宅	耐震性なし	耐震性あり		新耐震基準の住宅 耐震性あり		
				耐震改修済み	耐震性保有			
戸建住宅	2,128戸	848戸	729戸	20戸	99戸	1,280戸	1,399戸	65.7%
共同住宅	643戸	80戸	19戸	0戸	61戸	563戸	624戸	97.0%
総数	2,771戸	928戸	748戸	20戸	160戸	1,843戸	2,023戸	73.0%



※ 建築基準法の耐震基準は昭和56年（1981年）6月に大幅に見直されているが、過去の大地震において、見直し以前の耐震基準に基づき建てられた建物に被害が多く見られたことから、これらを「旧耐震基準の建築物」、見直し後の耐震基準を満たしている建物を「新耐震基準の建築物」と呼んで区別する。

※ 住宅の戸数は、平成17年国勢調査、平成15年及び平成20年の住宅・土地統計調査より推計した。

※ 旧耐震基準の住宅のうち耐震性ありの割合（戸建住宅のうち12%、共同住宅のうち76%）は国の推計値に合わせた。

※ 住宅の改修実績は、平成20年の住宅・土地統計調査より推計を行なった。

※ 住宅のうち、新耐震基準の住宅はすべて耐震性能を有するものとした。

(2) 特定建築物の耐震化の現状

1) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（法第6条第1号 特定建築物）

現状における本町の「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」は、全体で38棟あり、うち「耐震性を満たす建築物」は32棟、現状の耐震化率は約84%と推計されます。

■ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の現状（推計値） ■

所有区分	用途区分	総数	旧耐震基準の建築物		新耐震基準の建築物		耐震性あり	耐震化率
			耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり		
町有	学校	4棟	3棟	0棟	3棟	1棟	4棟	100.0%
	集会場、公会場	1棟	1棟	1棟	0棟	0棟	0棟	0.0%
	事務所	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
	庁舎	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
	体育館	2棟	0棟	0棟	0棟	2棟	2棟	100.0%
	町有計	9棟	4棟	1棟	3棟	5棟	8棟	88.9%
民有	病院	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
	賃貸住宅	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0.0%
	事務所	2棟	0棟	1棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
	工場	19棟	1棟	1棟	0棟	18棟	18棟	94.7%
	民有計	22棟	1棟	1棟	0棟	21棟	21棟	95.5%
	総数	31棟	5棟	2棟	3棟	26棟	29棟	93.5%

※ 学校は、渡り廊下等で連結されているため、原則として同一の建築物と見なした（1棟で計上）。

※ 民有建築物については、旧耐震基準の建築物はすべて耐震性なしと見なした。

2) 一定量以上の危険物を扱う建築物（法第6条第2号 特定建築物）

現状における本町の「一定量以上の危険物を扱う建築物」は、全体で43棟あり、このうち「耐震性を満たす建築物」は41棟、耐震化率は約95%と推計されます。

※ 旧耐震基準の建築物はすべて耐震性なしと見なした。

3) 緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物（法第6条第3号 特定建築物）

現状における本町の「震災時に建物の倒壊により道路を閉塞する可能性のある建築物」は、新耐震基準の1棟のみとなっています。

(3) 公共建築物の耐震化の現状

現状における本町の公共建築物数は、全体で51棟あり、うち「耐震性を満たす建築物」は42棟、現状の耐震化率は約82%です。

■ 公共建築物の耐震化の現状（推計値） ■

用途区分	総数	旧耐震基準の建築物		新耐震基準の建築物		耐震性あり	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし		
学校	5棟	3棟	0棟	3棟	2棟	5棟	100.0%
老人福祉センター、 児童厚生施設	4棟	0棟	0棟	0棟	4棟	4棟	100.0%
水泳場	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
集会場、公会場	5棟	1棟	1棟	0棟	4棟	4棟	80.0%
地域食材供給施設	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
医師住宅	2棟	0棟	0棟	0棟	2棟	2棟	100.0%
浄水場管理棟	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟	100.0%
自動車車庫	4棟	1棟	1棟	0棟	3棟	3棟	75.0%
庁舎、保健センター	4棟	2棟	1棟	1棟	2棟	3棟	75.0%
体育館	5棟	2棟	0棟	2棟	3棟	5棟	100.0%
その他	19棟	6棟	6棟	0棟	13棟	13棟	68.4%
計	51棟	15棟	9棟	6棟	36棟	42棟	82.4%

※ 学校は、渡り廊下等で連結されているため、原則として同一の建築物と見なした（1棟で計上）。

2 耐震化の目標設定

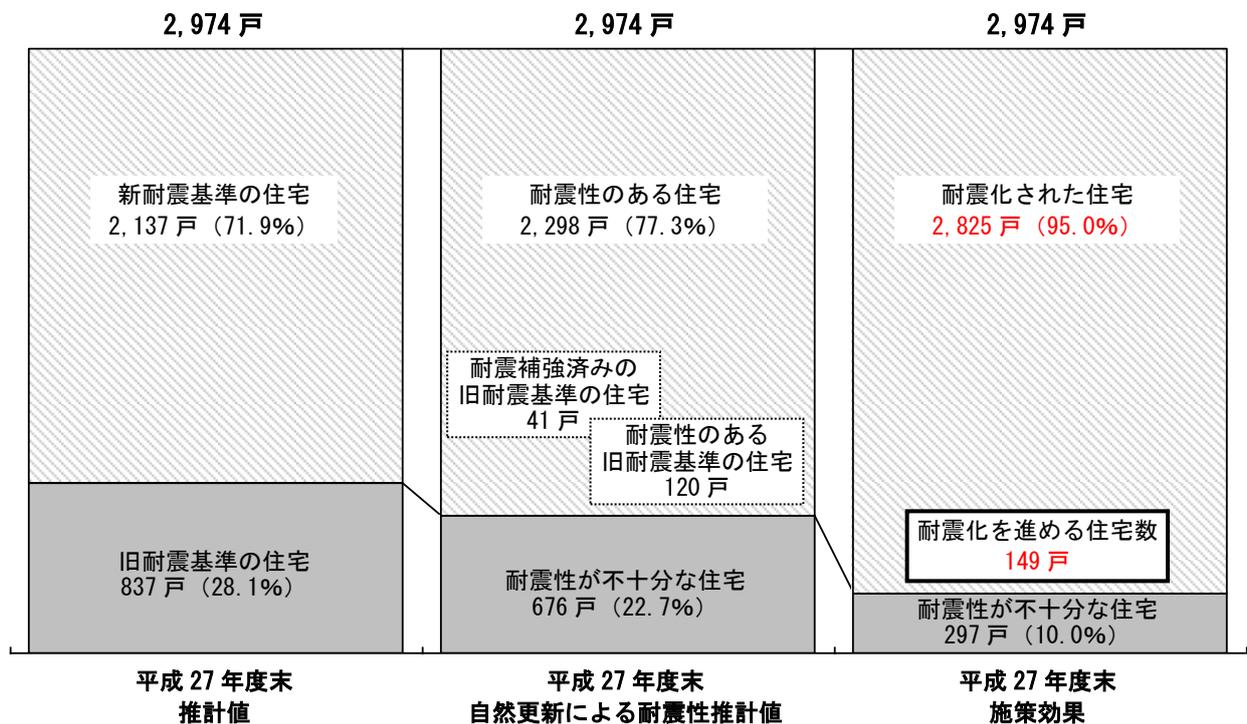
(1) 住宅の耐震化の目標

本町における住宅総数は、平成 20 年度末現在の 2,771 戸から、平成 32 年度末までに 203 戸増加し、2,974 戸になると推計されます。

また、自然更新による耐震化率は約 77%、耐震性が不十分な住宅戸数は 676 戸と推計されます。今後、国の基本方針及び茨城県の目標値を参考に、379 戸の耐震化を促進することとし、平成 27 年度の耐震化率を 90%とすることを目標とします。

■ 住宅の将来における耐震化の状況（推計値） ■

住宅区分	総数	耐震化の状況					耐震性あり	耐震化率
		旧耐震基準の住宅	耐震性なし	耐震性あり		新耐震基準の住宅		
				耐震改修済み	耐震性保有			
戸建住宅	2,233 戸	792 戸	667 戸	34 戸	91 戸	1,441 戸	1,566 戸	70.1%
共同住宅	741 戸	45 戸	9 戸	7 戸	29 戸	696 戸	732 戸	98.8%
総数	2,974 戸	837 戸	676 戸	41 戸	120 戸	2,137 戸	2,298 戸	77.3%



※ 住宅の戸数は、平成 15 年及び平成 20 年の住宅・土地統計調査などより推計した。

※ 旧耐震基準の住宅のうち耐震性ありの割合（戸建住宅のうち 12%、共同住宅のうち 76%）は国の推計値に合わせた。

※ 住宅の改修実績は、平成 20 年の住宅・土地統計調査より推計を行なった。

※ 住宅のうち、新耐震基準の住宅はすべて耐震性能を有するものとした。

(2) 特定建築物の耐震化の目標

1) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（法第6条第1号 特定建築物）

「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」については、本町では、耐震化率を現状の約84%から、平成32年度までに95%以上とすることを目標とします。

■ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率の目標 ■

	合計	耐震性なし	耐震性あり	耐震化率
現 状	28 棟	2 棟	26 棟	92.9%
目 標	28 棟	2 棟	35 棟	94.7%

2) 一定量以上の危険物を扱う建築物（法第6条第2号 特定建築物）

「一定量以上の危険物を扱う建築物」は、地震発生時に多大な被害につながる恐れがあるため、これらの所有者に対して安全性、耐震性の確認および確保を呼び掛け、耐震化の促進を図ります。

3) 緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物（法第6条第3号 特定建築物）

「緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」は、地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるため、これらの所有者に対して安全性、耐震性の確認および確保を呼び掛け、耐震化の促進を図ります。

(3) 公共建築物の耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、国および県の目標値を踏まえ、本町では、公共建築物の耐震化率を現状の約82%から、平成32年度までに95%以上とすることを目標とします。

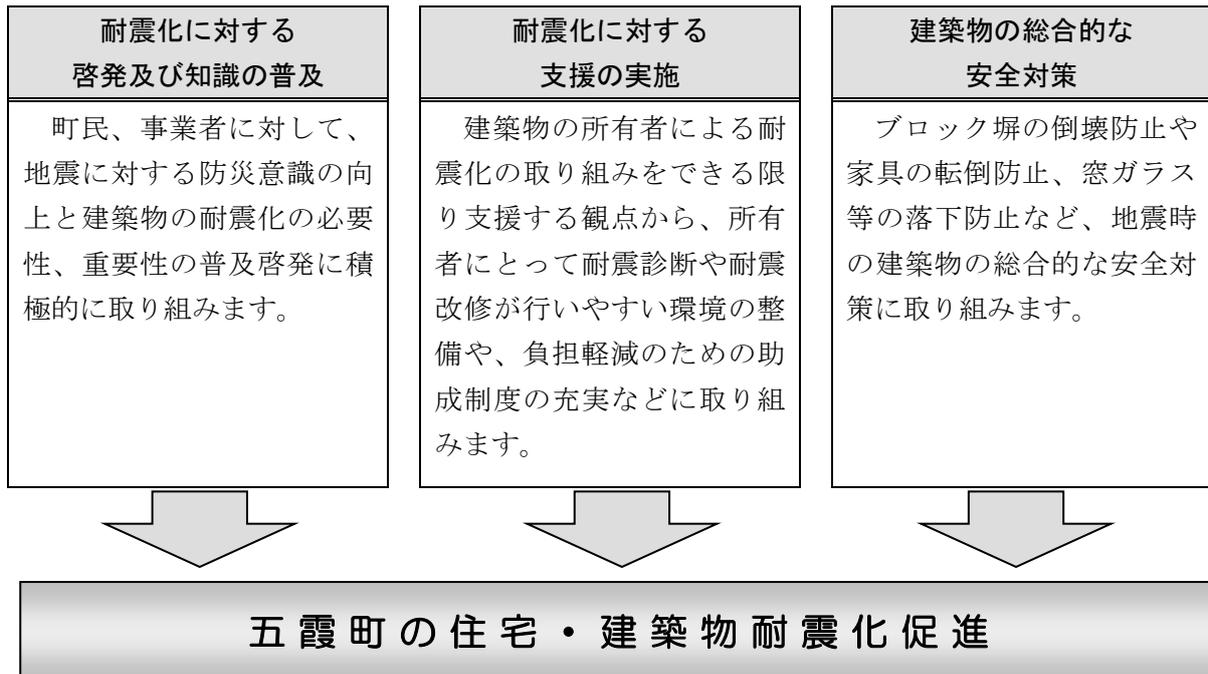
■ 公共建築物の耐震化率の目標 ■

	合計	耐震性なし	耐震性あり	耐震化率
現 状	51 棟	9 棟	42 棟	82.4%
目 標	51 棟	5 棟	46 棟	90.2%

第5章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針

本町では、住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発及び知識の普及など、耐震診断及び、耐震改修の実施を促進します。



(1) 耐震化に向けた役割分担

町民（建物所有者）の取り組みを支援するという観点から、各主体である町、住宅・建築物の所有者、建築関係団体等の役割分担を明確にし、連携を図る方策を検討します。

1) 町の役割

本計画に基づき、町有建築物の耐震診断・耐震改修を実施します。

公共建築物や特定建築物について、耐震化の現状及び進捗状況の把握を行います。

住民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性の確保の必要性について啓発します。

五霞町木造住宅耐震診断士派遣事業などの住宅・建築物の耐震診断、耐震改修促進に向けた支援策を展開します。

2) 町民（住宅・建築の所有者等）の役割

日常生活を営む上で最も滞在期間の長い住宅や多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うことが求められます。

3) 建築関係団体等の役割

町の取り組みに協力して耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けることが望まれます。

耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用を図ることが望まれます。

(2) 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事の契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するにあたり様々な不安材料があります。

したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

1) 耐震診断マニュアルの活用

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう、耐震診断業務マニュアル等を活用して診断業務の標準化による効率化を図り、耐震診断に対する住宅の所有者の信頼性の向上に取り組みます。

2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの活用

町民が、安心して耐震改修を行えるよう、また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するため、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの紹介・周知を行い、町民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備します。

3) 相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応じるため、県及び建築関係団体と協力して相談窓口を設置するよう努めます。

(3) 建築物の総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建物内外の設備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要です。

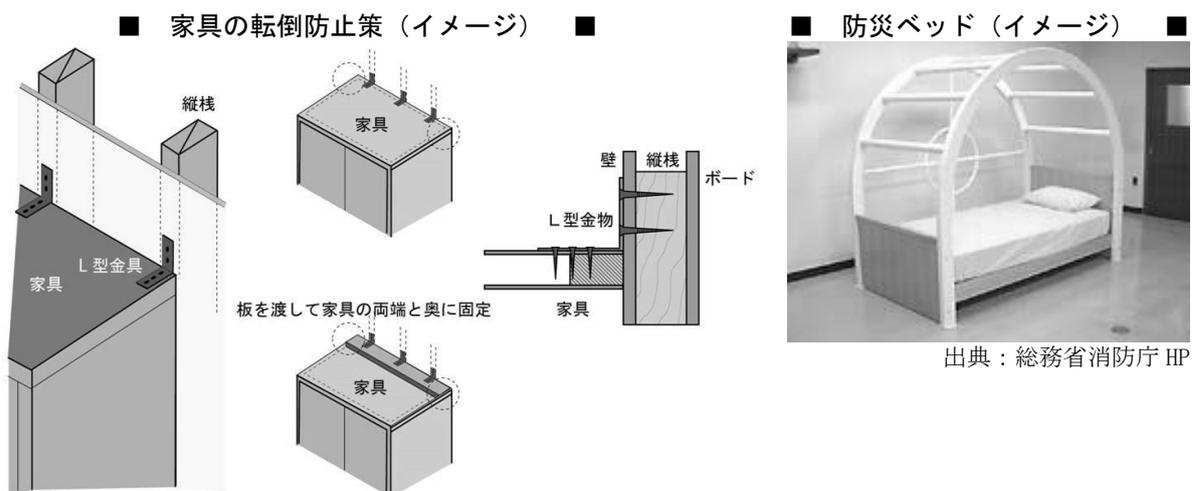
建築物の防災性を高めるために、家具の転倒防止対策やブロック塀、ガラス・外壁材、屋外広告物の安全性確保、天井等の落下防止対策、自動販売機の転倒防止対策等について普及啓発に取り組みます。

1) 家具の転倒防止対策等

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するため、家具固定の重要性について町のホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、普及啓発に取り組みます。

また、個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッド^{※1}や耐震テーブル^{※2}の活用などに関する情報提供を図ります。



※1 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※2 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

2) ブロック塀対策

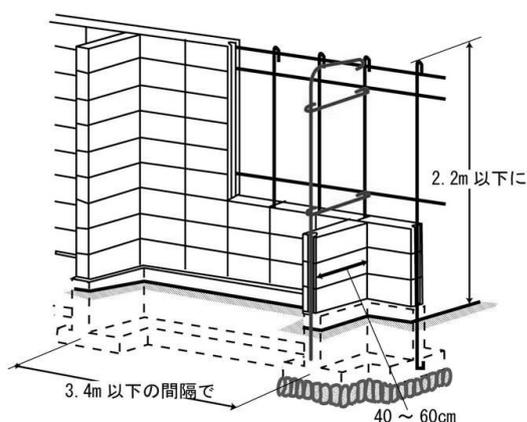
昭和 53 年(1978 年)に発生した宮城県沖地震では 16 名もの尊い人命が失われましたが、そのうち 11 名の方がブロック塀や石塀、門柱等の倒壊により亡くなりました。

また、この後も全国各地で発生した地震により倒壊が続いています。これらが倒壊した場合、人的な被害は勿論、道路が閉塞されることにより、避難や救援活動の障害となることがあります。

このため、避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所 の把握と危険ブロック塀に対する改修及び生け垣化等を奨励します。

また、パンフレット等を活用して、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図ります。

■ コンクリートブロック塀設計基準 (イメージ) ■



※ブロック塀が瞬時に倒れないための最低条件は、建築基準法に定められている。さらに、日本建築学会では建築基準法を補足するものとして「コンクリートブロック塀設計規準」を制定している。

3) 窓ガラスや外壁タイルの落下防止対策

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による外壁タイルの落下防止対策についての普及啓発を行います。

4) 屋外広告物の安全性確保

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物については、広告物掲出許可時点・講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を促します。

■ 外壁・窓ガラス・設備機器等の落下物点検の目安 ■

点検箇所	点検の目安	対策
外壁材 (石材、タイル、金属板、モルタル、その他)	亀裂 浮き上がり 剥離の有無	発生が見られる時は専門家（建築士等）に相談し、点検を実施する。修繕が必要な場合は工事について協議し、実施する。
窓ガラス	嵌め殺し(Fix)窓等のガラスを硬いパテなどで固定していないか。	使用されている場合には専門家に相談し、弾力性のあるシーリング材に取り替える。あるいは飛散防止フィルムを貼り等の措置を講ずる。
屋外広告物 (看板、袖看板) 設備機器 その他	取り付け金具やボルト等が腐食していないか。	軽微な錆びの発生であれば、ケレンし、さび止めを行い塗装する。腐食が進んでいる場合は専門家に相談して交換等の措置を実施する。

5) 天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を促します。

6) 自動販売機の転倒防止対策

新潟県中越地震では道路に面して設置されていた自動販売機が転倒しました。地震によりこれが転倒した場合、通行人等に死傷等の被害が発生することや、緊急車両等の通行に大きな支障をきたすことが考えられます。

町では、地震発生時の自動販売機の転倒防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、適切な設置方法の普及を図ります。

2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、茨城県地域防災計画では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しています。

本計画においてもこの路線のうち、町内を通過する区間を指定し、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、積極的な耐震改修等の指導・誘導を図ることとします。

3 耐震改修促進に向けた支援

本町では、住宅等の耐震改修の阻害要因を取り除くため、助成制度の拡充や相談窓口の機能の強化、啓発普及活動等を実施し、町内の住宅・特定建築物の耐震化率向上を目指します。

また、公共施設の計画的な耐震改修、緊急輸送路の管理充実を図ります。

(1) 助 成

建築物の所有者が、耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や税制優遇等の支援を行い、耐震改修等の円滑な実施を促します。

■ 耐震診断に対する助成制度 ■

助成制度名	五霞町木造住宅耐震診断士派遣事業
概 要	<ul style="list-style-type: none">・木造住宅耐震診断士の派遣事業を展開して、町内の木造住宅の耐震診断を進める。・診断費用は、個人負担として1戸あたり2千円。
対象建築物	<ul style="list-style-type: none">・新耐震基準前（昭和56年以前）に建築された戸建木造住宅または店舗併用住宅で階数が2階以下のもの。

(2) 人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を育成し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

■ 木造住宅耐震診断士の養成 ■

制度名	木造住宅耐震診断士の養成事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を習得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定を行っている。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> 認定の有効期限は5年 県及び市町村の窓口等において耐震診断士認定者名簿を閲覧に供し、耐震診断を実施している設計事務所等の情報を県民へ提供している。 診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力し、「耐震診断業務マニュアル」に従い診断を実施する。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県木造住宅耐震診断士認定者：616名（平成27年12月11日現在） ※認定者の名簿は、茨城県土木部都市局建築指導課ホームページ参照

■ 住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成 ■

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事が実施できるよう、住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度を設ける。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> 知事認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象。 講習会を受講し、登録を行う。 適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制とする。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者：314名（平成28年2月1日現在） ※登録者の名簿は、茨城県土木部都市局住宅課ホームページ参照

■ 自主防災組織等のリーダーの育成 ■

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、住宅の耐震化も履修内容のひとつとなっている。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> 原則土曜日又は日曜日に開講。計4日間の講義を実施。 対象者は、市町村、自治会・町内会や企業等で防災業務に従事する者、及び防災活動に関心を有する者。 修了者は、「防災士試験」の受験資格を得る。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から実施しており、平成27年度までの修了者は722名

第6章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

1 地震ハザードマップの活用

五霞町地震ハザードマップ（平成26年度作成）を活用し、身近に地震発生時の危険性の周知を図ることで、防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発します。

2 パンフレットや講習会の開催

パンフレットや講習会などを活用した、誰にでも分かりやすい内容に配慮した、耐震化への啓発及び普及について検討します。

（1）耐震啓発パンフレットの活用

（社）日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、耐震改修促進PRパンフレット配布により、町民の耐震化への関心を高めます。

（2）耐震診断・耐震改修のセミナー：建築関係団体との連携

県等と協力のもと、建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供します。

また防災訓練等、防災に関心が向きやすいイベント等に耐震診断・耐震改修の重要性を伝えるパンフレットを配布する等、啓発に努めます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

増改築にあわせたバリアフリー化等、他の目的のリフォームにあわせることにより、コストや手間を軽減できることを啓発し、耐震改修を実施するよう誘導します。

（1）リフォームとあわせた耐震改修のメリット

リフォームとあわせた耐震改修によって、工期や経費を削減できることなどを広く周知し、耐震改修の促進を図ります。

（2）リフォーム事業者等との連携

建築関係団体やリフォーム事業者等との連携を密にし、啓発や誘導に努めます。

1) インターネットの活用

ホームページを互いにリンクさせることや、リフォームにあわせた耐震改修の事例紹介を行えるよう、県や建築関係団体、リフォーム事業者と調整を図ります。

2) パンフレットの配布

県などが作成する耐震パンフレットとリフォーム事業者のパンフレットを双方の窓口置き、セットで配布するとともに窓口で相談者への説明資料として活用します。

3) 啓発活動等の展開

建築関係団体等の実施するイベントにあわせたPRや相談会の実施を検討するほか、住民のリフォーム機会を捉えて、居住者に耐震診断の実施を促します。

4 自治会・町内会等との連携

これまでの地震災害において被害が多い高齢者等に対して、県や建築士会等との連携のもと、パンフレット等の資料提供、自治会や町内会等との協働による取り組みを推進し、積極的な普及啓発活動を実施します。

(1) 自治会・町内会等との連携

リフォーム事業者と連携し、自治会や町内会、高齢者クラブ等の日頃の活動や防災訓練等の機会を活用して防災意識を啓発します。

(2) 町広報紙への折り込み、自治会・町内会等の回覧板での配布

広報紙へのパンフレットの折り込みのほか、広報紙で耐震診断についての記事を掲載するなど、広報紙を積極的に活用した情報提供を行います。また、自治会・町内会等の回覧板でもパンフレットを配布し、多様な啓発活動を検討します。

5 その他

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震化が進みやすい環境整備や情報の充実、技術者の育成といった体制づくりが必要であることから、多様な主体との連携強化に努め、町内の耐震化促進に取り組めます。

(1) 県や周辺自治体との連携

本町は、耐震改修の目標実現のため、県や周辺自治体との連携を図ります。

(2) 関係団体、事業者との連携

関係団体や事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組めます。

(3) 町民との連携

今後、町民の耐震化意識の向上を図るなど、耐震診断後の支援も含めた取り組みにも着目し、町民との連携を図りながら、耐震化促進の啓発に努めます。

參考資料

資料 1 特定建築物

根拠となる法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）

■ 特定建築物一覧表 ■

法	政令第 2 条第 2 項	用途	耐震改修促進法第 6 条の所有者の努力義務及び法第 7 条第 1 項の「指導・助言」対象建築物	耐震改修促進法第 7 条第 2 項の「指示」対象建築物
法第 6 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
	第 2 号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 * 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
	第 3 号	学校 第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	

法	政令 第2条 第2項	用途	耐震改修促進法第6条の所有者 の努力義務及び法第7条第1項 の「指導・助言」対象建築物	耐震改修促進法第7条第2項 の「指示」対象建築物
法第6条 第1号	第3号	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホールそ の他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービ ス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		工場（危険物の貯蔵場又は処理 場の用途に供する建築物を除 く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待合の用 に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留、又は駐車のため の施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		郵便局、保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な 建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	第4号	体育館（一般公共の用に供され るもの）	1,000㎡以上（階数要件なし）	2,000㎡以上（階数要件なし）
法第6条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理するすべての建 築物	500㎡以上	
法第6条 第3号	地震によって倒壊した場合にお いてその敷地に接する道路の通 行を妨げ、多数の者の円滑な避 難を困難とするおそれがあり、 その敷地が都道府県耐震改修促 進計画に記載された道路に接す る建築物	すべての建築物		

資料2 耐震改修促進法改正による特定建築物の範囲の拡大

指導・助言対象

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数の者が利用する建築物

用途にかかわらず一律
3階・1,000㎡以上



【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 災害時要援護者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- 小・中学校等：2階・1,000㎡以上
- 老人ホーム等：2階・1,000㎡以上
- 一般体育館：1,000㎡以上(階数要件なし)
- その他の多数利用の建築物
：3階・1,000㎡以上(現行どおり)

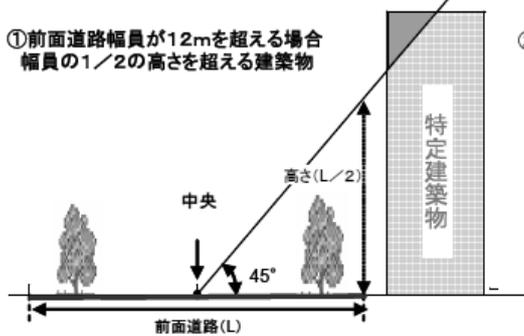
【法改正により追加した特定建築物】

- 道路を閉塞させる住宅・建築物(政令により一定の高さ以上のものと規定)
- 危険物を取り扱う建築物(政令により危険物の種類・量を規定)

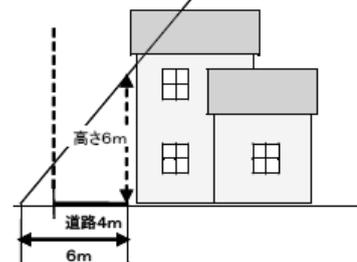
道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



指示・立入検査対象

病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物

用途にかかわらず一律
3階・2,000㎡以上



【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 一般体育館：2,000㎡以上(階数要件なし)
- その他の不特定多数の者が利用の建築物
：3階・2,000㎡以上(現行どおり)

【法改正により追加した指示等の対象となる特定建築物】

- 避難弱者の利用する建築物については小規模なものも対象
- 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- 小・中学校等：2階・1,500㎡以上
- 老人ホーム等：2階・2,000㎡以上
- 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上

出典：国土交通省「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行についてより

資料3 木造建築物に関する建築基準法と技術の変遷

